

道路管理者と公安委員会又は高速道路交通警察隊長との間における協議 及び意見聴取事務の処理要領について

〔最終改正 平成10年3月徳務甲第194号〕

〔徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて〕

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）第5条の2及び徳島県警察事務専決規程（昭和46年徳島県本部訓令第18号）の規定に基づき、公安委員会又は高速道路交通警察隊長が道路管理者との間に行う協議及び意見聴取は、道路管理者と公安委員会又は警察署長との間における協議及び意見聴取（協議）事務の処理要領について（昭和50年3月25日徳交企第85号）に準じて行うものとする。この場合において、高速道路交通警察隊長と道路管理者との道路占（使）用許可に関する協議及びその回答の相手方は、本州四国連絡橋公団鳴門管理事務所長とする。